



福島医発第 0369 号 (地)

平成 23 年 5 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて (平成 23 年 4 月 22 日現在) (介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う被災者に係る利用料等の取扱いにつきましては、平成 23 年 4 月 8 日付け福島医発第 64 号 (地)「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて (平成 23 年 3 月 25 日現在) (介護関係)」にてお知らせしているところでありますが、4 月 22 日付けで厚生労働省より新たに追加の事務連絡として、被災者の方の利用料等の取り扱いに係る内容の追加に関する情報が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、5 月までの介護サービス分について、5 月末日まで支払を猶予する取扱いに関して、原子力災害対策特別措置法 第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立ち退き・屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っていたが、指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き 5 月までのサービス分について 5 月末日まで支払いを猶予することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本年 4 月 22 日現在で、介護サービス利用料の減免および支払いの猶予等対象者は下記の方々となっております。

◆災害救助法の適用市町村のうち、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の被災市町村 (詳細は平成 23 年 3 月 22 日付け福島医発第 2543 号 (地) 別紙 1 参照) に住所を有する介護保険法の被保険者であり、

- ・当該被保険者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②他の市町村に転入した場合 ③業務を廃止し、または休止した場合 ④失職し、現在収入がない場合

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

- ・当該被保険者の世帯の生計を主として維持する者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合 ②死亡した場合 ③心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した場合 ④行方が不明である場合 ⑤業務を廃止し、または休止した場合 ⑥失職し、現在収入がない場合
- ・被保険者が、①原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立ち退き・屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っている旨の申し立てを行った場合。(指示の解除の対象となった場合を含む。)
②原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨の申し立てを行った場合。

(介 14) (FAX 送信 A4・4 枚)

平成 23 年 4 月 25 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて (平成 23 年 4 月 22 日現在) (介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う被災者に係る利用料等の取扱いにつきましては、本年 3 月 29 日付 (介 43) 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて (平成 23 年 3 月 25 日現在) (介護関係)」にてお知らせしているところでありますが、4 月 22 日付けで厚生労働省より新たに追加の事務連絡として、被災者の方の利用料等の取り扱いに係る内容の追加に関する情報が発出されました。

今般の事務連絡では、5 月までの介護サービス分について、5 月末日まで支払いを猶予する取扱いに関して、原子力災害対策特別措置法 第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立ち退き・屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っていたが、指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き 5 月までのサービス分について 5 月末日まで支払いを猶予することとされております。

なお、本年 4 月 22 日現在で、介護サービス利用料の減免および支払いの猶予等対象者は下記の方々となっております。

- ◆災害救助法の適用市町村のうち、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の被災市町村 (詳細は 3 月 18 日付 (介 32) 3 頁参照) に住所を有する介護保険法の被保険者であり、
 - ・当該被保険者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - ②他の市町村に転入した場合 ③業務を廃止し、または休止した場合 ④失職し、現在収入がない場合

- ・当該被保険者の世帯の生計を主として維持する者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合 ②死亡した場合 ③心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した場合 ④行方が不明である場合 ⑤業務を廃止し、または休止した場合 ⑥失職し、現在収入がない場合
- ・被保険者が、①原子力災害対策特別措置法 第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立ち退き・屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っている旨の申し立てを行った場合。(指示の解除の対象となった場合を含む。)
②原子力災害対策特別措置法 第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨の申し立てを行った場合。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(平 23. 4. 22 厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年4月22日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日、22日、23日及び24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により利用料の減免及び猶予についてお示しするとともに、保険者の判断により被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、あらためて下記のとおり対象者の範囲を拡大することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 対象者について

被保険者が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

2 取扱いの期間

当面、5月までの介護サービス分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていたが、指示の解除の対象となった場合であつ

ても、引き続き、5月までの介護サービス分について、5月末日まで、支払を猶予をする。

3 サービス事業所等における介護報酬の請求について

1に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。